

令和8年 第1回 三朝町教育委員会 臨時会 日程

と き：令和8年3月12日(木) 午後2時～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

加藤委員、村岡委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

(1) 令和7年度準要保護児童生徒の認定について【非公開】

(2) 令和8年度準要保護児童生徒の認定について【非公開】

5 議 事

議案第10号 令和7年度末三朝町学校職員人事異動内申について【非公開】

6 協議事項

(1) 三朝町教育委員会教育長職務代理者の指名について

(2) 三朝町民生委員推薦会委員の推薦について

(3) 三朝町都市計画審議会委員の推薦について

(4) 三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について

(5) 三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和8年3月26日(木) 14:00～(13:30 集合)

報告事項(1)

令和7年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和7年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱
（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(2)

令和8年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和8年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

議案第 10 号

令和 7 年度末三朝町学校職員人事異動内申について

次のとおり令和 7 年度末三朝町学校職員人事異動内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 12 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷 俊 樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本の方針に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関の名称を変更すること。
- (4) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更を申し出ること。
- (5) 教育予算その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関すること。
- (6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 7 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

協議事項(1)

三朝町教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項及び三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則（令和7年三朝町教育委員会規則第1号）第2条により、教育長による教育長職務代理者の指名について意見を求める。

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

○三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則
（職務代理者の指名）

第2条 職務代理者は、法第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の委員のうちから教育長が指名する。

協議事項(2)

三朝町民生委員推薦会委員の推薦について

このことについて、三朝町教育委員会教育長職務代理者の変更により、三朝町民生委員推薦会規則（昭和36年規則第5号）に基づき、委員の推薦について協議する。

- 1 推薦する委員数 1名
- 2 推薦理由 前任者の辞退によるもの
(前任者：教育長職務代理者 加藤 るみこ)
- 3 任 期 令和10年9月30日まで(前任者の残任期間)

《参考》

○三朝町民生委員推薦会規則
(定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、14人とする。

○三朝町民生委員推薦会 委員選出基準 (内規)

2. 委員の総数は14名とし、その選出区分は、次のとおりとする。

(5) 教育に関係ある者

教育長及び教育委員のうちから三朝町教育長が推薦する者2名

3. 前項の区分の地位により委員となった者が、任期中においてその地位を離れた場合は、委員を辞任したものとみなす。

4. 委員に欠員が生じたときは、第2項の選出区分により選考するものとする。ただし、町長が特別な事由を認めるときは、当該委員の任期中に限り、第2項の選出区分を変更して選考することができる。

協議事項(3)

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

このことについて、三朝町教育委員会教育長職務代理者の変更により、三朝町都市計画審議会委員の推薦について協議する。

- 1 推薦する委員数 1名（委員の区分：学識経験のある者）
- 2 推薦理由 前任者の辞退によるもの
（前任者：教育長職務代理者 加藤 るみこ）
- 3 任 期 令和8年10月2日まで（前任者の残任期間）

《参考》

○三朝町都市計画審議会条例 （委員）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。

- （1）学識経験のある者 3人 ※うち1名は教育委員のうち教育長が推薦する者（内規）
- 2 前項第1号及び第5号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

協議事項(4)

三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について

このことについて、三朝町教育委員会教育長職務代理者の変更により、三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について協議する。

- 1 推薦する委員数 1名
- 2 推薦理由 前任者の辞退によるもの
 (前任者：教育長職務代理者 加藤 るみこ)
- 3 任 期 令和8年4月30日まで(前任者の残任期間)

《参考》

○三朝町男女共同参画推進条例

(審議会の設置)

第7条 前条第3項(前条第5項において準用する場合を含む。)の規定による基本計画の策定又は変更について、町長の諮問に応じて調査審議するため、三朝町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第8条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。この場合において、町長は、男女の委員の数が概ね同数になるように努めるものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者

(3) 第1号及び第2号に掲げる者のほか、町長が適当であると認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

協議事項(5)

三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

このことについて、三朝町教育委員会教育長職務代理者の変更により、社会福祉法人三朝町社会福祉協議会における評議員の推薦について協議する。

- 1 推薦する評議員数 1名
- 2 推薦理由 前任者の辞退によるもの
(前任者：教育長職務代理者 加藤 るみこ)
- 3 任期 令和11年6月まで(4年間、前任者の残任期間)